畜産の振興が見込まれる地域の場合、当該地域の範囲については、畜産の立地条件、交通事情、都道府県の行政区域等を考慮して、獣医療を提供する体制を一体的に整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮するものとする。

また、地域獣医療の公益性が考慮される地域の場合、当該地域の範囲については、地域社会のニーズを十分に考慮して、離島、中山間地域等の無獣医師地域における適切な獣医療の確保等の公益性が認められ、獣医療を提供する体制を整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮するものとする。

第４　診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、地域の実情を十分に踏まえ、これらの施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとする。

したがって、都道府県計画においては、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定された地域について、次の事項に配慮し、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針を定めるものとする。

１　組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を核とし、民間の獣医師、飼育者等の連携の下で家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。また、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、家畜防疫員の確保、発生都道府県への家畜防疫員等の獣医師の支援体制、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制等について、各地域における獣医師や獣医師が組織する団体の連携の下で整備を図る。これらにより、家畜保健衛生所と民間の獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を推進する。

２　診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な診療機器等を各々の診療施設において整備することは過剰な設備投資につながるおそれがある。このため、診療施設間の連携・協力の下での機能分担の促進や、農業関係団体、大学等の診療施設、家畜保健衛生所等比較的診療施設・診療機器の整備が進んでいる施設がある地域においては、当該施設の業務に支障がない範囲において、当該地域の診療獣医師等がこれらの診療施設・診療機器を利用する等その効率的な利用を促進する。

３　獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、診療獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、大学、民間診療施設等の獣医療関連機関の相互の情報交換のための組織化を図る。また、抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

４　衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営においては、獣医療の重点は、今後とも個体を中心とした診療技術から農場単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられる。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所、民間検査機関等を活用する等衛生検査機関との業務の連携を促進する。

５　診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療施設の廃止、地域の家畜飼養構造の変化等により診療の提供が困難となる地域（診療効率の低い地域）が発生する場合には、近隣の診療施設による診療の提供や診療施設の効率的配置により、当該地域に対する診療を提供する体制の整備を促進する。

それにもかかわらず、十分な診療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図った上で、家畜保健衛生所等公的機関による補完的な診療の提供に努める。

６　産学官が連携した研究開発

口蹄疫等の家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発・普及や、新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく国際的な取組等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関及び行政の獣医師の連携を促進する。

第５　獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域における獣医療のニーズに応じ、その適切な普及を図るものとする。

したがって、都道府県計画においては、次の事項に配慮し、地域の実情に応じ、研修への計画的な参加を促進する等獣医療に関する技術の向上に関する事項を定めるものとする。

１　臨床研修

⑴　臨床現場における実践的獣医療技術や、法令、食品のリスク管理及び畜産関連産業等に関する知識・技術の修得を図るため、臨床研修施設としての大学と民間診療施設の連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。

⑵　公務員分野においては、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

２　高度研修

⑴　産業動物分野においては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所等において開催される講習会により、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域の獣医師の技術の向上を推進する。

⑵　小動物分野においては、専門分野別の技術の向上が今後ますます重要となることから、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や、獣医師の組織する団体等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。

⑶　診療獣医師が最新の獣医療技術に対応した獣医療を提供していくため、農業関係団体等の施設を利用した集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的として実施される技術研修、獣医師の組織する団体等が開催する学会等への参加の促進を図る。

３　生涯研修等

⑴　診療獣医師が日進月歩する獣医療技術並びに海外悪性伝染病及び新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、獣医師の組織する団体等が開催する研修会等への参加やこれらが提供する教材等の利用の促進を図る。

⑵　研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。

⑶　離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。

⑷　生涯研修や高度研修を基礎とした診療獣医師の臨床獣医師認定制度や診療分野専門別の獣医師専門医制度の導入に向けた検討を推進する。

第６　その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

都道府県計画においては、獣医療を適正に提供する観点から、次のような事項に配慮し、地域の実情に応じ、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定めるものとする。

１　行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

産業動物獣医療や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、さらには、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療についても積極的に考慮して、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等の具体的な対策について検討の促進を図る。

２　飼育者の衛生知識の啓発・普及等

⑴　産業動物分野においては、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場ＨＡＣＣＰの普及の促進を図る。